



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 開発行為に関する工事完了 (二件) ………………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二一件) ………………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……三

公告

告示

●東京都告示第千三百三十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千二百六十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月四日

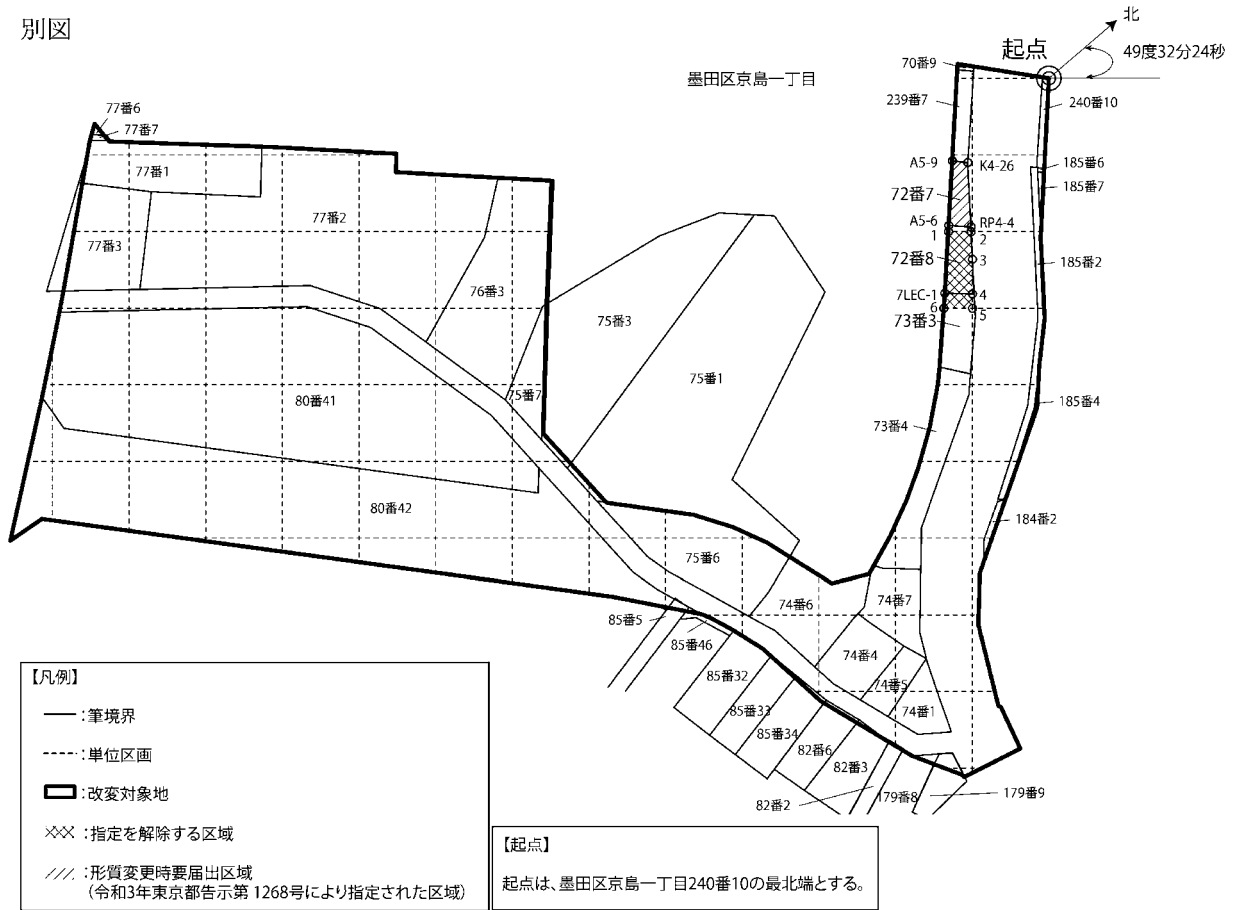
東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (墨田区京島一丁

目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

調布市富士見町一丁目六番二 調布市下石原一丁目二十九及び同番十三の各一部、七番 番地九

一並びに同番四の一部

熊澤 繁雄

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

小平市小川町二丁目千二百五十九番二、千二百六十二番二

武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号

兼六土地建物株式会社

代表取締役 鍵市 佳克

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十一月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年十一月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ヤオコー東久留米滝山店
- 二 店舗所在地 東久留米市滝山四丁目十三番十号
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一
- 五 変更前の店舗名 (仮称)ヤオコー東久留米滝山店
- 六 変更後の店舗名 ヤオコー東久留米滝山店
- 七 変更前の店舗所在地 東久留米市滝山四丁目十三番二ほか
- 八 変更後の店舗所在地 東久留米市滝山四丁目十三番十号
- 九 変更日 令和二年一月二十四日ほか
- 十 届出日 令和三年十月十五日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

令和三年十一月四日から令和四年三月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十一月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年十一月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ユニカ新宿ビル
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十三番七号

三 設置者名

株式会社ユニカ

四 設置者住所

新宿区西早稲田二丁目七番一号

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数

店舗内ほか 百五十

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数

店舗内 七十五台

七 変更日

令和四年六月八日

八 届出日

令和三年十月七日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和三年十一月四日から令和四年三月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

